



平成 30 年 5 月 28 日

各 位

会 社 名 元旦ビューティ工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 船木 亮亮
(JASDAQ・コード 5935)
問合せ先 取締役執行役員管理本部長 武末 誠一
電 話 0466-45-8771

定款一部変更、役員の変動および補欠監査役選任に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 28 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」および「役員の変動」、「補欠監査役 1 名選任の件」を平成 30 年 6 月 28 日開催予定の第 48 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせします。

記

1. 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

- ①会社法第 370 条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的記録により取締役会の決議を機動的に行うことができるようにするものであります。
- ②法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設するものであります。規定の新設に伴い、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期に関する規定を定めるものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示しています)

現行定款	変更案
(取締役会の招集および議長) 第 19 条 (条文省略) 2 (条文省略) (新設)	(取締役会の招集および議長) 第 19 条 (現行のとおり) 2 (現行のとおり) 3 <u>取締役が提案した決議事項について、取締役(当該事項について議決に加わることができる者に限る)の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u>

現行定款	変更案
<p>(監査役の選任)</p> <p>第 29 条 (条文省略) (新設)</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 30 条 (条文省略) 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(監査役の選任)</p> <p>第 29 条 (現行のとおり) 2 <u>当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令で定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> 3 <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 30 条 (現行のとおり) 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 <u>ただし、前条第 2 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役として選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。</u></p>

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 30 年 6 月 28 日

定款効力の発生日

平成 30 年 6 月 28 日

2. 役員の変動の件

(1) 取締役の変動

< 新任取締役候補 >

氏名	略歴
<p style="text-align: center;">おかべりゅうじ 岡 部 竜 司 (昭和 37 年 9 月 12 日生)</p>	<p>昭和 60 年 2 月 当社入社 平成 7 年 9 月 小田原営業所長 平成 9 年 4 月 藤沢支店長 平成 10 年 3 月 神奈川支店長 平成 20 年 4 月 執行役員東京支店長 平成 25 年 4 月 執行役員営業本部東日本統括 平成 27 年 6 月 執行役員営業本部副本部長兼東日本地区管掌兼工務部管掌 平成 28 年 4 月 執行役員営業本部副本部長(現任)</p>

(2) 監査役の異動

< 退任予定監査役 >

常勤監査役 長島 隆夫

(注) 平成 30 年 6 月 28 日開催予定の定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたします。

当該監査役の退任後にも法令および定款に定める監査役の員数を満たしております。

3. 補欠監査役 1 名選任の件

(1) 補欠監査役選任の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役 1 名を選任するものであります。

氏名 (生年月日)	略歴
と の き あ き ら 殿 木 輝 (昭和 41 年 1 月 10 日生)	昭和 63 年 3 月 中央大学商学部卒業 平成 3 年 10 月 監査法人トーマツ入所 平成 7 年 4 月 殿木公認会計士事務所入所 公認会計士、税理士、殿木公認会計士事務所 所長(現任)

(注) 1. 殿木輝氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 殿木輝氏を補欠の社外監査役候補者として選任する理由は、公認会計士、税理士として長年培われた知見を当社の監査体制に活かせるものと判断しました。

以上